

## 令和4年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 次第

日時	令和5年2月2日(木) 午後2時から午後4時
場所	職員会館かもがわ3階 大多目的室 (京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284番地)

### 1 開会

### 2 委員の紹介

資料1

### 3 議題

(1) 本市の客引き行為等対策の取組状況について

資料2

(2) 他都市の取組事例及び今後の客引き行為等対策の在り方について

資料3

### 4 閉会

#### 【配布資料】

資料1 京都市客引き行為等対策審議会委員名簿

資料2 本市の客引き行為等対策の取組状況について

資料3 他都市の取組事例及び今後の客引き行為等対策の在り方について

参考資料1 客引き行為等対策の取組状況について

参考資料2 客引き行為等対策の取組状況(指導等件数等)について

参考資料3 客引き行為等対策の取組状況(啓発活動等)について

参考資料4 客引き行為者数の変遷

#### 【その他資料】

(1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例

(2) 京都市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(3) 客引き行為等に該当する行為の考え方について

(4) 改正条例周知チラシ

## 京都市客引き行為等対策審議会 委員名簿

役 職 等	氏 名
市民公募委員	おおうら けいこ 大浦 啓子
一級建築士事務所スーク創生事務所代表	おおしま さちこ 大島 祥子
橘大学経営学部教授	きのした たつふみ 木下 達文
同志社大学法学部教授	さいき あきひろ 佐伯 彰洋
市民公募委員	しんぐう れみ 神宮 怜実
弁護士（塚本法律事務所）	つかもと ひでのぶ 塚本 英伸

(五十音順・敬称略)

## 客引き行為対策の取組について

## 1 概要

平成27年4月から市民及び観光旅行者等の公共の場所における安心安全な通行の確保など目的に、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行した。

市内において指定した「客引き行為等禁止区域」（3地域及び3箇所の私有地）において、客引き行為等対策指導員が巡回し、客引き等の行為者等を現認した場合に指導を行うとともに、大学生と連携した啓発物の作成や啓発活動の実施、大学の新入生セミナー等における条例の周知啓発、繁華街への高札の設置、啓発チラシの配布など、様々な媒体・手法を活用した啓発にも取り組んできた。

また、令和2年4月から「公表範囲の拡大」、「土地・建物の所有者・管理者等への通知」を可能とした改正条例を施行し、更に取組を強化している。

## 2 主な取組

## (1) 客引き行為等禁止区域の指定

- 祇園・河原町区域（平成27年7月31日指定）
- 東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域（平成29年2月15日指定）
- 京都タワービル敷地【私有地】（平成29年8月31日指定）
- 京都あじびる河原町【私有地】及び河原町DECK【私有地】の敷地（平成30年7月31日指定）

## (2) 客引き行為等対策指導員による巡回・指導（客引き行為者等への対策）

- 7名（令和5年1月末現在／1班：3～4名で2班体制）の指導員が、飲食店等の利用者が増加する夜間時間帯において、禁止区域内を定期的に巡回し、客引き行為等を行った者を現認した場合に指導等（※）を実施している。
- 指導等については、「文書による指導」、「勧告」を行い、なお従わない場合は「命令」を行う。そのうえで、当該命令に違反して客引き行為等を行った者（又は行わせた者）に対しては、「過料処分（5万円）」のうえ、違反者の氏名、住所、関係店舗等についても「公表」を行っている。
- 京都駅北側周辺区域では、巡回指導の強化を目的として、令和4年度から定期的（月1回程度）に重点的な指導を行う日を設定して指導等に当たっている。

【指導等の件数】（詳細は参考資料2参照）

年度	文書指導	勧告	命令	過料	公表
R2	76	24	19	13	10
R3	93	33	22	15	15
R4（※）	69	17	13	15	10

※令和4年12月末現在

## (3) 店舗等に対する取組

- 違反店舗等への立入り調査（R3：10件、R4：2件）の実施や、違反店舗等が入居するテナントビルの所有者への働き掛けを強化するため、条例に基づき、「公表」に至った違反者等の情報（広報発表資料）について提供（R3：17件、R4：10件）
- 公表に至った違反者及び店舗等の情報（本市HP）にアクセス可能なQRコードを各種啓発物等に掲出
- 不動産協会・宅地建物取引業協会への賃貸借契約時の条例周知の協力依頼（令和4年11月～）

(4) 条例の周知啓発（飲食店の利用者向けの取組）

- 地下鉄ホームドアへの広告啓発【京阪三条駅、京都駅】（令和4年7月～8月）
- 地下鉄連絡通路のデジタルサイネージを活用した通行人への啓発【四条駅】（令和4年12月）
- 地下鉄ホーム階段へのステップ広告の掲出【京都駅】（令和4年12月～令和5年1月）
- 商店街等へのポスターの掲出、本市HP等を活用した周知啓発など

(5) 大学生に対する取組

- 京都女子大学と連携した啓発用ポスター及び啓発物の制作、啓発活動の実施（令和4年5月）
- 市内大学への学生に対する条例周知（※）の依頼（チラシポスターの掲出、学生ポータルサイトへの掲出等）
  - ※ 学生が客引きのアルバイトに就労しない及び客引き行為している・使っている店舗を利用しない旨を注意喚起
- 学生向け情報アプリである「KYO-DENT」を活用した情報発信

(6) 地域団体等との合同パトロール

- コロナ禍で実施を見合わせていた地元団体等との合同パトロール（※）の段階的な再開
  - ※ 河原町パトロール、立誠パトロール、京都駅パトロールなど

### 3 現状と課題について

- ウィズコロナの観点から行動制限等が徐々に緩和されてきたことを受けて、繁華街を中心とした飲食店において飲食等をする市民や京都を訪れる観光客が増加したこと等により、これらの方を狙った飲食店への客引き行為等が増加傾向（※／参考資料4参照）にある。
  - ※ 祇園・河原町区域：前年比+40.2%、京都駅北側周辺区域：前年比+77.2%
- 客引き等の行為者のうち、学生（大学生・専門学校生）が約半数程度を占めている状況にある（大学と連携した学生への対策の継続が必要）。
- これまで多くの占めていた客引き専門業者による客引き行為が減少し、店舗従業員による客引き行為にシフトしている状況にある。
- 繰り返し指導等を受けているにも関わらず、客引き行為等を繰り返す悪質な行為者の常態化が見られる。

## 京都市の客引き行為等対策の取組状況について

平成25年 7月10日	<p><b>京都市長に対する要望</b></p> <p>京都市長に対し、地元商店街振興組合、自治連合会等の連名で、「歩道上での客引き・キャッチなど営業行為に対する規制の条例化」について要望書が提出された。</p>
平成26年 8月 1日	<p>「第1回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催</p> <p>客引き行為等対策について、学識者や商業者従事者による専門的な見地からの意見を聴取するために開催（全4回実施）。</p>
8月 1日 ～15日	<p>市政総合アンケートの実施</p>
9月 2日	<p>「第1回商店街連絡会議」の開催</p> <p>特に客引き行為等の数が多い区域の商店会の代表者から意見を聴取するために開催（全3回実施）。</p>
9月30日	<p>「第2回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催</p>
10月 6日	<p>「第2回商店街連絡会議」の開催</p>
10月28日	<p>「第3回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催</p>
11月21日	<p>「第4回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催</p>
12月 4日	<p>「第3回商店街連絡会議」の開催</p>
平成26年12月 9日 ～ 平成27年 1月 8日	<p>「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」骨子案に対する市民意見募集（パブリック・コメント）の実施</p>
3月27日	<p><b>「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の制定</b></p> <p>平成27年2月市会において、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定」について提案し、同年3月20日に全会派一致で可決、同月27日に公布した。</p>
4月 1日	<p><b>「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の施行</b></p>

(客引き行為等対策指導員による運用開始)

- 4月24日 地元団体、警察、行政の合同による啓発パトロールの実施  
「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の施行に伴い、立誠自治連合会等の地域団体、京都府警察、京都市が合同で、木屋町地域における啓発パトロールを実施した。
- 5月 1日 平成27年度「第1回京都市客引き行為等対策審議会」の開催  

<p>「京都市客引き行為等対策審議会」 条例施行に伴い、禁止区域の指定その他条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるために設置されたもの</p>
--
- 6月18日 京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出  
河原町・木屋町・祇園地域等の商店会・自治組織（計15団体）から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
- 6月19日 平成27年度「第2回京都市客引き行為等対策審議会」の開催  
諮問「客引き行為等禁止区域の指定について」
- 7月10日 平成27年度「第3回京都市客引き行為等対策審議会」の開催  
答申「客引き行為等禁止区域の指定について」  

<p>「客引き行為等禁止区域」の指定 【祇園・河原町区域】</p>
---------------------------------------
- 7月31日 客引き行為等禁止区域の指定  
【祇園・河原町区域】
- 9月 1日 客引き行為等禁止区域（祇園・河原町区域）における指導等の開始
- 9月 1日 地元団体、警察、行政の合同による啓発パレードの実施  
同日付けの条例の全部施行に伴い、河原町商店街振興組合等の地元団体、京都府警察、京都市が合同で、河原町通、寺町通等において啓発パレードを実施した。
- 10月 2日 地元団体、警察、行政の合同による啓発パトロールの実施  
9月1日の条例の全部施行に伴い、祇園商店街振興組合等の

		<p>地元団体、京都府警察、京都市が合同で、祇園地域における啓発パトロールを実施した。</p>
平成28年	3月22日	<p>近畿圏内各大学、短期大学121校に対し、京都市、兵庫県、大阪市、京都府警、兵庫県警、大阪府警の連名で、「繁華街における迷惑な客引き行為にかかる学生への啓発」について申入れを行った。</p>
	5月6日	<p>条例第11条に基づく命令（行った者）【初】</p>
	6月24日	<p>地元団体、京都府警察との合同による啓発パトロールの実施 京都府の改正風営法施行条例の施行に伴い、京都府警察、地元団体と合同で、祇園・木屋町区域において啓発パトロール（祇園・木屋町クリーン大作戦）を実施した。</p>
	8月19日	<p>条例第20条の規定に基づく過料処分（2名）【初】</p>
	9月1日	<p>条例第12条の規定に基づく違反者の氏名等の公表【初】 8月19日に過料処分とした者について、氏名等を公表した。 （2件同時に実施）</p>
	11月8日	<p>京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 京都駅北側周辺の商店街・自治組織（計6団体）から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。</p>
	11月14日	<p>京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 日彰自治連合会会長から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。</p>
	12月12日	<p>平成28年度「第1回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 諮問「客引き行為等禁止区域の指定について」</p>
平成29年	1月13日	<p>平成28年度「第2回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 答申「客引き行為等禁止区域の指定について」</p>
		<p>「客引き行為等禁止区域」の追加指定 【東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域】</p>
	2月15日	<p>客引き行為等禁止区域の指定 【東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域】</p>

	3月 1日	<p>地元団体、京都府警察との合同による啓発パトロールを実施 七条商店街振興組合等の地元団体、京都府警察と合同で、京都駅北側周辺区域における啓発パトロールを実施した。</p>
	4月 1日	<p><b>客引き行為等禁止区域（東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域）における指導等の開始</b></p>
	7月 31日	<p>京都市長に対する「客引き行為等禁止区域指定に関する要望書」の提出 京都タワービルを所有・管理する京阪ホテルズ&amp;リゾーツから「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。</p>
	8月 31日	<p><b>客引き行為等禁止区域の指定</b> <b>【京都タワービルの敷地（正面エントランス付近及び敷地の外周部分）】</b></p>
	9月 14日	<p>地元団体、警察との合同による広報啓発活動を実施 8月31日に京都タワービルの敷地を禁止区域に指定したことに伴い、京都タワービルや七条商店街振興組合等の地元団体、京都府警察と合同で、京都駅北側周辺区域における広報啓発活動を実施した。</p>
	10月 1日	<p><b>客引き行為等禁止区域（京都タワービルの敷地）における指導等の開始</b></p>
	11月 24日	<p>地元団体、警察との合同による啓発パトロールを実施 地元団体、京都府警察と合同で、祇園・木屋町区域における啓発パトロール（祇園・木屋町クリーン大作戦）を実施した。</p>
平成30年	1月 30日	<p>平成29年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催</p>
	7月 31日	<p><b>客引き行為等禁止区域の指定</b> <b>【京都あじびる河原町及び河原町DECKの敷地】</b></p>
	9月 1日	<p><b>客引き行為等禁止区域（京都あじびる河原町及び河原町DECKの敷地）における指導等の開始</b></p>
平成31年	1月 29日	<p>平成30年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 他都市の状況等について検討。</p>
令和元年	7月 31日	<p>令和元年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 他都市の客引き行為等の規制に関する条例との比較対照などによる条例改正に向けての審議。 条例改正に伴うパブリックコメント実施にあたっての事前検討。</p>

8月8日～9月16日	改正条例案についてのパブリックコメントを実施
11月24日	11月市会の一部を改正する条例案を提案、全会派一致で可決
令和2年 4月 1日	改正「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」施行
9月18日	【初】改正条例第18条の規定に基づく違反者の氏名、店舗名等の公表 8月26日に過料処分とした者について、初めて関係店舗名を公表した。 (違反者2名、違反店舗3件同時に公表)
11月5日	令和2年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催
令和3年 3月18日	木屋町地区3箇所への啓発立札の設置
令和4年 1月26日	【初】改正条例第18条第2項の規定に基づく報告の徴収違反として氏名等を公表(違反者1名、違反店舗1件)
2月 4日	令和3年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催

## 京都市の客引き行為等対策の取組状況（指導等件数等）について

（令和4年12月末現在）

## 1 指導等の件数

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
平成27年度	42	13	0	0	0
平成28年度	70	20	11	5	2
平成29年度	95	19	12	7	5
平成30年度	88	28	14	11	11
令和元年度 (平成31年度)	123	57	29	17	14
令和2年度	76	24	19	13	10
令和3年度	93	33	22	15	15
令和4年4月	10	2	1	0	0
5月	10	3	3	1	0
6月	8	1	1	6	2
7月	10	4	1	1	0
8月	1	3	1	0	0
9月	11	0	4	2	0
10月	10	1	1	2	8
11月	6	1	0	2	0
12月	3	2	1	1	0
令和4年12月末	69	17	13	15	10
合計	656	211	120	83	67

## 《現状と分析》

- ウィズコロナの観点から行動抑制等が徐々に緩和されたことを受けて、繁華街を中心に飲食店等で飲食する市民や観光客など人出が増えたことに伴い、禁止区域における客引き行為者数の増加や客引き行為の活発化が顕著
- 令和4年12月末時点における指導件数は69件。前年同月比▲7件
- 指導件数が減少している要因として、令和4年6月に客引き専門業者が撤退したことが考えられる。（※これまでは、行わせた者として「客引き専門業者」及び客引き専門業者に委託した店舗を指導）

指導件数69件の内、行った者30件（+4）・行わせた者39件（-11）

## 2 区域ごとの指導等件数

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
祇園・河原町区域	532	173	95	65	52
東洞院錦小路	5	1	0	0	0
京都駅北側	119	37	25	17	14
合計	656	211	120	※82	※66

※ 過料及び公表各1件については、報告の徴収違反によるもので区域の計上なし。

## 《現状と分析》

- 令和4年度の指導等は全て祇園・河原町区域及び京都駅北側区域
- 祇園・河原町区域は大きく祇園・河原町・木屋町区域に分けられるが、祇園と河原町区域における指導等の件数は0件

## 3 行為態様別（業種別）の指導件数

行為態様の種別（業種別）		件数
客引き行為	（居酒屋）	611（273）
	（カラオケ店）	16（7）
	（風俗店）	9（4）
	（その他）	11（10）
勧誘行為		8（0）
その他		1（0）
合計		656（294）

※（ ）は「行わせた者」の内数

※ 「その他」については、「指導書受領拒否の上、立ち去り」

## 《現状と分析》

- 令和4年度の指導等は全て居酒屋に対するもの

## 4 被指導者（行った者）の学職別の割合

学 職 別	大学生	専門学校生	高校生	店舗関係者	不明
平成30年度まで	111 (56.8%)	12 (6.1%)	8 (4.1%)	63 (32.0%)	3 (1.0%)
令和元年度 (平成31年度)	39 (65.0%)	6 (10.0%)	0 (0%)	15 (25.0%)	0 (0%)
令和2年度	19 (47.5%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	16 (40.0%)	2 (5.0%)
令和3年度	20 (58.9%)	0 (0%)	1 (2.9%)	12 (35.3%)	1 (2.9%)
令和4年度 12月末	25 (82.2%)	1 (3.6%)	0 (0%)	2 (7.1%)	2 (7.1%)
合 計	214 (59.1%)	21 (5.8%)	10 (2.8%)	108 (30.1%)	8 (2.2%)

※ 「行った者」の文書指導361件（令和4年度12月末現在）

※ 被指導者の学識等については、自称を含む。

#### 《現状と分析》

- 令和4年度に大学生の比率が増加している要因としては、これまで店舗関係者（社員）も自ら客引き行為を行っていたが、令和4年度は客引き行為は行わず、指導を逃れるための対策（繁華街入口付近における見張りとは指導員巡回状況の伝達）に徹している状況が認められる。

## 京都市の客引き行為等対策の取組状況（啓発活動等）について

### 1 全体的な啓発取組状況

猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症も今年度に入り、徐々に下火になり、「ウィズコロナ」の観点から、全国の行動規制も緩和され、京都への観光客が急増し、さらに外食する者も増加しており、これらをターゲットとした飲食店等による集客行為が活発化している。

よって、啓発にあっても、街頭に赴く等、効果的な活動を講じるもので、5月には、京都女子大学デザイン研究所の学生がデザインした、客引き行為等対策ポスター及びウェットティッシュを活用し、地元自治会の方々とともに、通行人に対する啓発活動を実施した。

また、昨年度に引き続き、旅行客等人出の増加が予想されるお盆の時期に合わせ、禁止区域に近い地下鉄京阪三条駅、京都駅のホームドア広告による啓発を行った。年末年始においては、地下鉄四条駅から阪急烏丸駅への連絡通路に設置されたデジタルサイネージを活用し通行人に対する啓発を行い、さらに、京都駅ホーム階段においては、視覚的にも非常に目立つステップ広告による啓発を行った。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、地元自治会等の方々との合同パトロールを見送っていたが、今年度からは、徐々に活動を再開し、新たに拡声器を使用した音声啓発をパトロールに加える等、より充実した合同パトロールを実施した。また、拡声器付き公用車を利用した街頭音声啓発を積極的に導入し、客引き行為者及び利用客双方に対して、啓発を実施した。

令和2年度以降、各種啓発物の多くに客引き条例違反者及び店舗等を公表する京都市管理のホームページにアクセス可能な二次元コード（QRコード）を掲出し、年々アクセス数も増加していることから、今後も持続的に掲出し、広範囲に周知できるよう努める。

## 2 啓発物

### <ポスター等>

#### (1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ポスター（B2・B3 カラー）

主な配架先：飲食店関係者、不動産取引関係団体、地元自治体 等

【ポスターデザイン】



条例で規定されている違反行為、禁止区域等の適用をまとめ、禁止区域内外の飲食店等に掲示を依頼することで、特に事業者へ条例の周知啓発を意図するもの。

#### (2) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ポスター（B3 カラー）

及びウエットティッシュ

主な配架先：市内の各大学 等

【ウエットティッシュ】



【ポスター（行為者向け）】



【ポスター（利用客向け）】



客引き行為者及び客引き関係店舗の利用者の多数を占める大学生に対して「客引きをしない」「客引きについていかない」の両面からの啓発を効果的に行うため、京都女子大学デザイン研究所と連携し、作成したもの。

二次元コードを活用し、違反店舗名等の公表状況へのアクセスを容易にしている。

(3) 客引き行為等への注意喚起ポスター

ア 地下鉄東西線 京阪三条駅臨時ホームドア (500×500mm)

掲出期間：令和4年7月25日～令和4年8月31日

【ポスターデザイン】



【掲出状況】



イ 地下鉄烏丸線 京都駅（竹田方面行き）扉間小型シート (916.5mm×650mm)

掲出期間：令和4年8月5日～令和4年9月1日

【ポスターデザイン】



【掲出状況】



ウ 地下鉄烏丸線 京都駅（国際会館方面行き）連結部大型シート (916.5mm×2,370mm)

掲出期間：令和4年8月5日～令和4年9月1日

【ポスターデザイン】



【掲出状況】



(4) 客引き行為等の防止啓発広告（ステップ広告） (2, 451×2, 745 mm)

掲出場所：地下鉄烏丸線 京都駅北階段下半分

掲出期間：令和4年12月12日～令和5年1月11日

【ポスターデザイン】

【掲出状況】



(5) 客引き行為等防止啓発デジタルサイネージ（70インチ カラー 4面 15秒）

掲出場所：地下鉄烏丸線 四条駅北改札外コンコース 阪急連絡通路（コトチカビジョン四条）

掲出期間：令和4年12月12日～令和4年12月26日

【掲出イメージ】



【掲出状況】



<チラシ等>

(6) 客引き行為等禁止啓発カード (名刺サイズ・A7 カラー両面)

主な配布先：飲食店関係者、市民、観光客 等

【デザイン】



名刺サイズをカードとして、また A7 サイズ版も作成し、後者はポケットティッシュに挟み込んで配布している。

(7) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ステッカー (128mm×182mm)

主な配布先：飲食店関係者、市民、観光客 等

【デザイン】



<立札>

(8) 客引き行為等対策立札 (高さ 180 cm×幅 105 cm 銅版屋根、盤面及び支柱は檜)

【盤面デザイン】



【設置状況】



- (1) 京都市中京区中島町 三条木屋町交差点南側 木屋町通中央の植樹帯
- (2) 京都市中京区下樵木町 木屋町南車屋交差点北西角 高瀬川沿いの植樹帯
- (3) 京都市下京区柏屋町 四条木屋町交差点北側 四条小橋上の植樹帯

○主な盤面記載内容

ア 客引き撲滅標語「いかのさしみ」

客引きを「しない、させない、ついてい**か**ない」

客引きの「うまい話につい**の**らない」

客引きに「頼るお店を**さ**けましょう」

客引き料「**し**らないうちに代金へ」

客引きの「ないまち**み**んなでつくりましょう」

設置の趣旨である「客引きをしない、させない」、「客引きについてい**か**ない」という内容を市民や観光旅行者等の皆様に分かりやすく伝え、覚えてもらえるように親しみやすい語呂合わせによる客引き撲滅標語を作成。

イ 客引き行為等禁止に係るイラスト

客引き行為等が禁止されていることを視覚的に分かりやすく表現したピクトグラムを使用したイラストを採用。

ウ 違反店舗名等公表中の「京都市情報館」にアクセス可能な二次元コード

再三の指導に従わず、違反行為を繰り返し行った者については、「京都市情報館」で氏名や違反店舗名等を公表しており、同サイトに直接アクセスができる二次元コードであり、市民や観光旅行者等の皆様に対する情報提供を目的としている。

エ 差し替え可能なインフォメーション板

盤面下段に、差し替え可能な加工を施したインフォメーション板を導入。設置当初は、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防に関する啓発としていたが、現在は外国人観光客向けの啓発、課内各事業等の啓発にも活用している。

【設置状況】

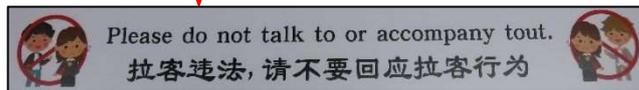


外国人観光客向け



課内他事業 (一例)

記載内容



### 3 路面標示（路面シート及び路面タイル）

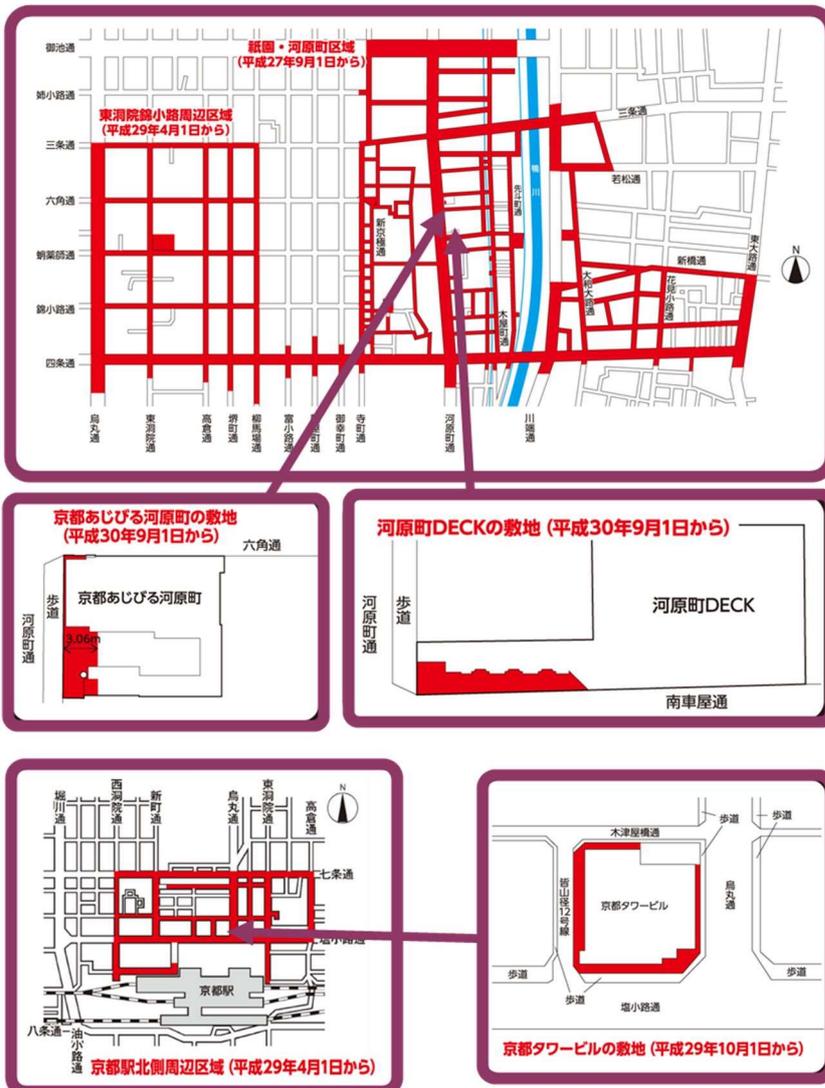
客引き行為等禁止区域については、チラシ等の啓発物により周知するほか、路面シート及び路面タイルにより標示している。

四条通・木屋町を中心に、路面タイル設置可能箇所はタイル標示に変更し、随時路面シートの張替えも行っている。

#### 【路面シートデザイン】



#### 【客引き行為等禁止区域図】



#### 4 ホームページ（京都市情報館）



#### 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に関する広報資料（例）

- 令和2年3月31日 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の一部改正について
  - 令和3年3月18日 客引き行為等対策立札の設置について
  - 令和4年2月2日 令和3年度第1回「京都市客引き行為等対策審議会」の開催について
  - 令和4年10月27日 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表一覧について
  - 令和4年10月27日 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表について
- ※ 「京都市客引き行為等対策審議会」の開催や「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」違反者の氏名等の公表についても、ホームページに随時掲載している。

## 5 地元団体や関連業界と連携した客引き行為等対策の取組状況

### (1) 客引き対策パトロール

地元の自治会、商店会等が中心となって毎月実施する自主的な客引き行為等対策パトロールに、京都府警察とともに参加しており、現在は下記のとおり実施している。

- ・ 河原町パトロール（月2回）
- ・ 立誠パトロール（毎月第2、第4金曜日）
- ・ 京都駅パトロール（毎月14日）
- ・ 日彰パトロール（毎月15日）
- ・ 四条繁栄会商店街振興組合パトロール（毎月最終金曜日）

また、これまでに、客引き行為等禁止区域の新たな指定や私有地における禁止区域の指定等の機会を捉え、ビルの所有者・管理者、地元団体、京都府警察との合同啓発を実施している。

各種パトロールについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年3月頃から実施できていなかったが、令和4年度については、感染拡大防止対策を徹底したうえで、従来通りの定期的なパトロールを徐々に再開しており、年末からは、拡声器付き公用車での街頭音声啓発も開始した（※下部写真参照）。

なお、上記パトロールに対する支援の一環として、地元団体に対しては、腕章、ハンドプレート、保安灯等の物品を支給している。



※令和4年12月実施  
立誠自治連合会との合同パトロールの状況

### (2) 関係団体等との連携

令和2年度の条例改正により、違反店舗に係る建物所有者への通知が可能となったことで、建物オーナーから違反店舗等に対して指導が行われ、その効果も見受けられるようになった。

この新たな動きをより活発なものとするため、全日本不動産協会京都府本部及び京都府宅地建物取引業協会（下記にホームページ掲載状況）に対し、客引き行為等禁止啓発に係るポスターの掲示及び条例周知依頼を実施し、賃貸借契約にあたっての留意事項として会員への周知、またホームページへの掲出を行っていただいた。

【京都市宅地建物取引業協会 HP 掲載状況（一部抜粋）】

この度、京都市より条例の周知依頼がありましたので、京都市ホームページ(下記URL)及び次の点について、ご確認いただきますようお願いいたします。

[京都市ホームページ【客引き行為等禁止】](#) ←こちらをクリックしてください

- ①京都市内では客引き行為が禁止されていること
- ②禁止区域において客引き行為等を繰り返し行った場合は、違反店舗の名称や住所(ビル名等も含む)が、京都市のホームページにおいて公表されること
- ③契約の際に相手方に上記2項目を伝達すること

【全日本不動産協会 京都市本部 HP 掲載状況（一部抜粋）】

2022/11/25

**京都市客引き行為等の禁止等に関する条例について**

京都市から、条例に基づき、京都市内の禁止区域では公共の場所では客引き行為等が禁止されていることや客引き行為等を繰り返し行った場合は違反店舗の名称や住所（ビル名等も含む）が京都市のホームページにおいて公表されることなどの周知依頼がありましたので、お知らせします。

禁止区域での取引の際に当該区域では客引き行為等が禁止されている旨を伝えていただくなどのご協力をお願いいたします。詳しくは、

[https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/11-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/11-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html)をご覧ください。

## 6 大学生対策の状況

### (1) 大学に対する啓発依頼

京都市内の学生数が多い大学等を中心に、客引き対策ポスターや各種啓発物の配布、デジタルサイネージによる啓発依頼等を行った（下記一覧のとおり）。

また、令和4年9月に実施された京都府大学安全・安心推進協議会において、同協議会に出席の各大学学生課長に対し、当課担当者から大学と連携した客引き対策の必要性を講演するとともに学生が客引きのアルバイトに就労しないための指導を依頼した。

#### 【令和4年度における各大学への訪問・啓発依頼の実施状況】

大学名	訪問の時期	主な依頼内容
同志社大学	令和4年4月	○チラシ、ポスター、啓発物品等の掲示・配架 ○デジタルサイネージの掲出 ○学生ポータルサイトへの掲出 ○その他学生への効果的な啓発 等
京都女子大学	令和4年5月	
佛教大学	令和4年6月	
京都産業大学	令和4年11月	
龍谷大学	令和4年11月	
京都橘大学	令和4年12月	
立命館大学	令和4年12月	

#### 【学生ポータルサイトへの掲出状況（一部抜粋）】



#### 【デジタルサイネージの掲出状況】



【学生に対する条例に係る講演状況（令和4年4月 同志社大学にて実施）】



## (2) 大学と連携した啓発

京都女子大学デザイン研究所と連携し、同学生によるデザインを活用した、大学生目線による「客引きについていかない」「客引きのアルバイトをしない」旨の啓発ポスター（前記2(2)参照）を作成し、同大学内で啓発活動を実施した。

また、龍谷大学では、学生で構成されている学友会の中央執行委員会の学生らが、客引き条例にかかる各種啓発物（チラシ、ウェットティッシュ）を学内の各部受付に設置依頼し、客引き禁止に向けた気運醸成を図った。

さらに、令和5年1月末現在、佛敎大学の漫画研究会及び映画部と共同で、「客引きについていかない」「客引きのアルバイトをしない」旨のリーフレット及び動画を作成中であり、動画については完成次第、京都市のYouTube 公式チャンネル「きょうと動画情報館」において配信予定である。



※令和4年5月実施  
京都女子大学学内においてポスター  
作成者らとの啓発活動



※令和5年1月実施  
龍谷大学学内の学生部受付に啓発物  
を設置している状況

## (3) スマートフォンアプリやSNSを活用した啓発

大学のまち京都・学生のまち京都公式アプリ「KYO-DENT」や京都市公式SNS（Facebook、LINE、Twitter）を活用し、大学生を中心とした若年層への啓発を定期的に発信している。

## 客引き行為者数の変遷

## 1 祇園・河原町区域

調査年度	行為者数	条例制定前との比較	前年度との比較
平成26年12月 (条例制定前)	104.0人	—	—
平成27年12月 (条例制定後)	46.5人	△55.3%	△55.3%
平成28年12月 ( 〃 )	47.7人	△54.1%	△2.6%
平成29年12月 ( 〃 )	33.7人	△67.6%	△29.4%
平成30年12月 ( 〃 )	48.8人	△53.6%	44.8%
令和元年12月 ( 〃 )	60.9人	△41.5%	24.8%
令和2年12月 (改正条例施行後)	51.5人	△50.5%	△15.4%
令和3年12月 ( 〃 )	54.5人	△47.6%	5.8%
令和4年12月 ( 〃 )	76.4人	△26.6%	<u>40.2% (※)</u>

## 2 東洞院錦小路周辺区域

調査年度	行為者数	禁止区域指定前との比較	前年度との比較
平成28年12月 (禁止区域指定前)	3.2人	—	—
平成29年12月 (禁止区域指定後)	0.9人	△71.8%	△71.9%
平成30年12月 (禁止区域指定後)	1.7人	△46.9%	88.9%
令和元年12月 ( 〃 )	0.1人	△96.9%	△94.1%
令和2年12月 (改正条例施行後)	0.2人	△93.8%	100%
令和3年12月 ( 〃 )	0.1人	△96.9%	△50.0%
令和4年12月 ( 〃 )	1.0人	△68.7%	<u>900% (※)</u>

### 3 京都駅北側周辺区域

調査年度	行為者数	禁止区域指定前との比較	前年度との比較
平成28年12月 (禁止区域指定前)	10.0人	—	—
平成29年12月 (禁止区域指定後)	6.5人	△35.0%	△35.0%
平成30年12月 (禁止区域指定後)	8.7人	△13.0%	33.8%
令和元年12月 ( " )	15.3人	53.0%	75.9%
令和2年12月 (改正条例施行後)	7.1人	△29.0%	△53.6%
令和3年12月 ( " )	5.7人	△43.0%	△19.7%
令和4年12月 ( " )	10.1人	1.0%	<u>77.2% (※)</u>

※ どの区域においても、客引き行為者数が前年度から増加傾向にある。

その要因の一つとして、新型コロナの行動抑制も徐々に緩和され、市民や観光客の入出が急増し、それに合わせて飲食店やカラオケ店等(特にカラオケ店)による街頭の呼び込み等の集客行為が活発化したものとする。

## 他都市の取組事例及び今後の客引き行為等対策の在り方について

### これまでの取組

平成27年4月に施行した条例（令和2年4月に一部改正）に基づき、客引き行為等対策については、指導員による現場での指導取締り活動だけではなく、地元の商店組合や自治会、建物等の所有者・管理者との連携を強化し、客引き行為者を取り巻く環境全体の整備を促進した結果、客引き行為者数は着実に減少してきた。

### 課題

しかし、令和4年度はウィズコロナの観点から新型コロナの行動抑制も徐々に緩和され、市民や観光客の人出が増加した。特に飲食店が集中する祇園・河原町区域及び京都駅北側周辺区域においては、幅広い年代の人出が急増し、飲食店・カラオケ店等による集客行為が活発化し、条例施行前より客引き行為者数が増加している区域もある。

また、指導員による指導を繰り返し受けているにもかかわらず、客引き行為等を繰り返す悪質な客引き行為者が常態化しており、これらの者に対する対策が課題となっている。

### 今後の取組

これらの状況を踏まえ、本市においては、客引き行為を行う者・行わせる者（違反店舗等）に対する対策と併せて、利用客が「客引きについていけない」「客引きを使っている店を利用しない」ための市民・観光客への啓発活動等を強化しているところであるが、他の自治体における対策の状況等も参考にしながら、今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方の検討が必要である。

## 1 他の自治体での主な取組事例

本市と同様に客引き行為等の禁止等に関する条例（以下、「条例」という。）を施行している自治体の主な取組としては、次のようなものがある。

### (1) 客引き行為を行う者への対策

- 指導員による巡回強化（私服による巡回）
- 指導員による巡回強化（深夜時間帯の巡回）
- 大学に対する学生への指導・啓発の依頼
- 未成年や学生アルバイトへの保護者連絡

### (2) 客引き行為を行わせる者（違反店舗等）への対策

- 違反店舗への立入調査の規定
- 違反者の客引き行為を行ってはならない旨の命令違反の場合に過料徴収に加えて、氏名等を公表する規定
- 違反店舗が入るテナントビル所有者等への依頼（条例説明や防犯カメラ・啓蒙用スピーカーの設置の依頼など）

### (3) 「客引きについていけない」「客引きを使っている店を利用しない」ための対策

- 商店街・地元団体の協力や拡声器を用いた音声啓発
- 広報動画の制作・発信（大型ビジョン・SNSなど）
- 店舗への協力依頼（客引きをしない宣言など）
- 市役所職員への条例遵守の徹底

## 2 今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方（方針）

### (1) 客引き行為を行う者への対策

客引き行為の増加要因等の分析、更なる集中的な指導取締りの強化

### (2) 客引き行為を行わせる者（違反店舗等）への対策

- 積極的な立入調査の実施による違反店舗の運営者（責任者）に対する指導の強化
- テナントビル所有者等への働き掛けの強化

### (3) 「客引きについていかない」「客引きを使っている店を利用しない」ための対策

- 街頭における音声を活用した啓発の積極的な導入（居酒屋等を探す利用客に、客引きについていかないことの周知）
- より大きな波及効果を得られる発信手法の検討
- 本市職員への条例遵守の徹底及び関係機関、民間企業（従業員）への条例周知、協力依頼

### (4) 大学生への対策

- 客引きのアルバイトをしない・させないための環境整備、気運の醸成
- 大学における自主的な啓発活動の更なる活性化の促進
- より多くの大学生への効果的な情報伝達（大学生と協働で啓発物を制作・啓発活動の推進、大学生向け情報アプリ「KYO-DENT」を活用した情報発信など）